

改正

平成 17 年 9 月 20 日規則第 51 号  
平成 17 年 9 月 29 日規則第 53 号  
平成 20 年 5 月 15 日規則第 26 号  
平成 21 年 3 月 31 日規則第 31 号  
平成 27 年 4 月 16 日規則第 35 号  
平成 29 年 3 月 16 日規則第 6 号  
平成 29 年 3 月 31 日規則第 25 号  
令和 3 年 3 月 29 日規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県ふるさとの森林づくり条例（平成 16 年長野県条例第 40 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(森林整備保全重点地域の指定の申出)

第 2 条 条例第 19 条第 1 項（同条第 8 項において準用する場合（森林整備保全重点地域の区域の拡張の場合に限る。次条において同じ。）を含む。）の規定による申出は、森林整備保全重点地域指定申出書（様式第 1 号）により行うものとする。

(森林整備保全重点地域の指定の要請)

第 3 条 条例第 19 条第 2 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による要請は、森林整備保全重点地域指定要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

(森林整備保全重点地域の指定等の案の公告)

第 4 条 条例第 19 条第 4 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 森林整備保全重点地域の名称
- (2) 森林整備保全重点地域の区域
- (3) 森林整備保全重点地域の指定、指定の解除又はその区域の変更の案の縦覧場所

(森林を管理することが困難である旨の申出)

第 5 条 条例第 23 条第 1 項の規定による申出は、森林管理権移転等あっせん申出書（様式第 2 号）により行うものとする。

(森林づくりに関し意欲及び能力のある者の認定の申出)

第 6 条 条例第 23 条第 2 項の規定による申出は、森林管理引受者認定申出書（様式第 3 号）により行うものとする。

(開発行為の届出)

第 7 条 条例第 24 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 開発行為に係る森林面積

- (2) 開発行為の全体計画の内容
- (3) 開発行為の完了予定年月日
- (4) 森林の有する機能に対する配慮

2 条例第 24 条第 1 項の規定による届出は、森林整備保全重点地域内開発行為届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

（公共的団体）

第 8 条 条例第 24 条第 2 項第 2 号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 地方住宅供給公社
- (4) 地方道路公社
- (5) 土地開発公社

（里山整備利用地域の認定の申出）

第 9 条 条例第 26 条第 1 項の規定による申出は、里山整備利用地域認定申出書（様式第 5 号）により行うものとする。

（書類の経由）

第 10 条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、第 6 条に規定する申出書にあっては申出をしようとする者の住所地等、その他の書類にあっては申出等に係る区域又は行為地を管轄する地域振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 20 日規則第 51 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 17 年 9 月 29 日規則第 53 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 15 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 31 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 16 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 16 日規則第 6 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 25 号抄）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 54 号抄）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)(第2条、第3条関係)

森林整備保全重点地域指定申出書(要請書)

年 月 日

長野県知事

殿

市町村長

長野県ふるさとの森林づくり条例第19条第1項(第19条第2項)の規定により、  
下記のとおり森林整備保全重点地域の指定を申し出ます(要請します)。

記

1 地域の概要

- (1) 地域名及び位置
- (2) 面積
- (3) 自然環境の状況
  - ア 地形
  - イ 地質
  - ウ 植生
  - エ 水系
  - オ 年間降水量

(4) 森林の現況

2 過去における自然災害の発生状況

- (1) 発生年月日
- (2) 発生箇所
- (3) 災害の種類及び被害の内容
- (4) 被害総額

3 水道水源の概要

- (1) 水道及び水源の名称
- (2) 水道の設置者
- (3) 水源の種別
- (4) 取水量
- (5) 取水施設の位置
- (6) 給水区域、給水人口及び給水量
- (7) 取水開始年月日
- (8) 水道水源の保全のための措置

4 森林整備に関し下流域の自治体等が関係する協定の締結又は基金の設立等の有  
無及びその概要

5 指定を申し出る(要請する)理由

- (添付書類) 1 申出(要請)に係る区域を示した位置図
- 2 申出(要請)に係る区域の森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係する者への説明等の経過書
- 3 その他知事が必要と認める書類
- (備考) 「3 水道水源の概要」の「(8) 水道水源の保全のための措置」欄には、長野県水環境保全条例の規定に基づく水道水源保全地区に指定されている場合にはその旨を、市町村独自の条例等により水道水源の保全を図っている場合にはその概要を記入すること。

(様式第2号) (第5条関係)

森林管理権移転等あっせん申出書

年 月 日

長野県知事

殿

申出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり森林を自ら管理することが難しいので、長野県ふるさとの森林づくり条例第23条第1項の規定により、森林管理権移転等についてあっせんをしてください。

なお、あっせんを希望する森林の情報及びあっせんに必要な個人情報の取扱いについては、貴職に一任します。

記

1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

所在地	面積	その他
	ha	

2 森林を管理することが困難な理由

3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類

所有権の移転

使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転(賃貸借契約の締結、地上権の設定等)

森林経営の委託

その他( )

(備考) 1 「1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等」の「その他」欄には、樹種、林相、林齢等の現況、施業履歴及び保安林の指定等による施業の制限、地上権の設定等の有無等を記入すること。

2 「3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合には、( )内に具体的内容を記入すること。

(様式第3号)(第6条関係)

森林管理引受者認定申出書

年 月 日

長野県知事

殿

申出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県ふるさとの森林づくり条例第23条第2項の規定により、森林づくりに関し意欲及び能力のある者(森林管理引受者)の認定を受けたいので申し出ます。

なお、森林管理権移転等のあっせんに必要な個人情報の取扱いについては、貴職に一任します。

記

1 森林管理等の実績の有無等

(1) 森林管理面積 ha (うち所有森林面積 ha)

(2) 過去5年間の森林整備面積 ha  
(うち自己が管理する森林の整備面積 ha)

(3) 法人の場合にあっては、構成員又は従事者の人数 人

(4) その他

2 森林管理に関する知識又は技術の資格(法人の場合にあっては、構成員又は従事者の有する資格)

(1) 現在有している資格及び取得年月日

(2) 今後取得する予定の資格及び取得予定年月

3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類

所有権の移転

使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転(賃貸借契約の締結、地上権の設定等)

森林経営の受託

その他( )

4 あっせんを希望する地域

5 あっせんを受けた場合の森林管理に関する具体的な方針

- (備考) 1 申出者が個人である場合において、その者の森林管理等の実績が法人その他の団体における構成員又は従事者としてのものであるときには、「1 森林管理等の実績の有無等」の「(4) その他」欄に、その旨を明記すること。
- 2 「3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合には、( )内に具体的内容を記入すること。
- 3 「5 あっせんを受けた場合の森林管理に関する具体的な方針」欄には、「森林施業計画の認定を受ける」、「市町村森林整備計画に定められる造林の標準的な方法並びに間伐及び保育の基準に従って施業の委託を行う」等具体的に記入すること。

(様式第4号) (第7条関係)

(表面)

森林整備保全重点地域内開発行為届出書

年 月 日

長野県知事

殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県ふるさとの森林づくり条例第24条第1項の規定により、下記のとおり開発行為をするので届け出ます。

記

- 1 開発行為の種類
- 2 開発行為に係る森林面積
- 3 開発行為の場所
- 4 開発行為の施工方法
- 5 開発行為の全体計画の内容
- 6 開発行為の着手予定年月日
- 7 開発行為の完了予定年月日
- 8 森林の有する機能に対する配慮

森林の有する機能	具体的な対策等
災害の防止	
水害の防止	
水源のかん養	
環境の保全	

(備考) 1 「1 開発行為の種類」欄には、「作業路の開設」、「道路の新設又は改築」、「住宅地の造成」、「工場の設置」、「レジャー施設の設置」、「土石等の採取」等具体的に記入すること。

2 この届出書には、開発行為の種類に応じて、裏面の表に掲げる書類を添付すること。



(裏面)

開発行為の種類	書類
森林施業のための作業路の開設	1 縮尺5万分の1の位置図 2 区域図 3 平面図 4 その他知事が必要と認める書類
道路の新設又は改築	1 縮尺5万分の1の位置図 2 区域図 3 平面図 4 縦断面図 5 横断面図 6 幅員、切土、盛土、 <sup>のり</sup> 法面保護等の寸法及び法面の勾配を示した定規図 7 その他知事が必要と認める書類
その他の開発行為	1 縮尺5万分の1の位置図 2 区域図 3 平面図 4 縦断面図 5 横断面図 6 法面を保護するために講ずる措置を記載した書類 7 行為地から雨水等を排出するために講ずる措置を記載した書類 8 その他知事が必要と認める書類

(様式第5号)(第9条関係)

里山整備利用地域認定申出書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長

長野県ふるさとの森林づくり条例第26条第1項の規定により、下記のとおり里山整備利用地域の認定を受けたいので申し出ます。

記

1 地域の概要

- (1) 地域名及び位置
- (2) 申出に係る里山と密接に係る集落の名称
- (3) 面積
- (4) 自然環境の状況
- (5) 森林の現況

2 地域の整備及び利用の方針等

3 活動推進主体(里山整備利用推進協議会が設置されている場合は、当該協議会)

- (1) 名称
- (2) 構成員の区分及び人数
- (3) 活動計画
- (4) 過去の活動内容

4 当該地域に係る里山利用協定の内容として適当と思われるもの

5 認定を申し出る理由

(添付書類) 1 申出に係る区域を示した位置図

2 当該里山に係る森林所有者及び当該里山を整備し、又は利用しようとする者からの意見聴取の経過書

3 属地森林簿の写し